

みんなで支え合う

国民健康保険



・社会保険に加入されている方の年間収入の2分の1未満であること
※年金・雇用保険の失業等給付も年間収入の対象となります。

社会保険への被扶養者認定手続きをお勧めします

現在、国保に加入の方で、世帯の中に勤務先の社会保険に加入中の方がおられる場合は、次の基準に該当すると社会保険の被扶養者として加入できることがあります。該当する方には、被扶養者認定の手続きをお勧めします。

社会保険等の被扶養者と認定される基準は…

- 主として社会保険に加入されている方の収入により生計を維持されている親族
- 60歳未満の方は年間収入が130万円未満であること
- 60歳以上の方、もしくは厚生年金保険法による障害年金等の受給をされている場合は年間収入が180万円未満であること



社会保険等の扶養になつた時の利点は…

国保は被保険者の人数によって保険税が増減しますが、社会保険は新たに被扶養者が増えてもこれまでの保険料が増えることはありません。

社会保険等の被扶養者に認定されたら…

国保喪失の手続きが必要になります。

- 新しく被扶養者と認定された方の健康保険証
- 印鑑
- をご持参のうえ、役場住民課保険年金担当へ届け出してください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎ ②6571 有線⑤7784

國民年金

からのお知らせ

□座振替による前納が大変お得です！



お申し込みは2月末までに

国民年金保険料を□座振替で前納（将来分をまとめて納付）すると、保険料の割引があります。

平成23年4月分から、保険料の1年前納または6か月前納を希望される場合は、平成23年2月末までに手続きが必要です。

手続きは、□座振替を希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む）、または役場住民課保険年金担当窓口でお願いします。なお、□座振替の手数料は不要です。

現在、□座振替を利用される方で、これまでに前納の手続きをされた方は、引き続き決められた期日に前納分が□座振替されます。今後、振替方法の変更を希望される方は手続きが必要ですので注意ください。

【参考】□座振替を利用した場合の保険料額（平成22年度の場合）

1か月の国民年金保険料は 15,100円です

振替内容	保険料	割引額
1年前納	4月分から翌年3月分までの保険料を4月末に振替	177,400円／年 3,800円／年
6か月前納	4月分から9月分までの保険料を4月末に、または10月分から翌年3月分までの保険料を10月末に振替	89,570円／半年 1,030円／半年
早割制度	毎月の保険料を当月末に振替	15,050円／月 50円／月
翌月振替	毎月の保険料を翌月末に振替	15,100円／月 納期限日に振り替えているため割引はありません。

※平成23年度（平成23年4月～平成24年3月）の保険料は、平成23年2月中に決定される予定です。

◆問い合わせ先
住民課 保険年金担当
☎ ②6571 有線⑤7784
草津年金事務所 国民年金課
077-567-2220